

戦後ドイツの記憶文学における「ふるさと」¹⁾

— ヒルデ・ドミーン(Hildegard Dörmann)の詩を手掛かりに —

マンケ・ミヒャエラ

目 次

1. 第二次世界大戦とアジア太平洋戦争を記念する文化：奪われた平和とふるさとを憶う意義
2. 記憶文学の背景にあった戦争と暴力のその後：忘却と記憶との間
3. 被害者の声としての戦後詩：戦争・暴力を記憶して現在を生きるドイツの亡命者の作品
4. 亡命体験者ヒルデ・ドミーン（1909年／1912年～2006年）の詩
5. ドミーン(Dörmann)の詩が提示する普遍性

1. 第二次世界大戦とアジア太平洋戦争を記念する文化： 奪われた平和とふるさとを憶う意義

2020年は戦後75年の年となる。戦争は人々を「平和」から追放し、数えきれない苦しみをもたらし、多くの命を奪い、掛け替えない「ふるさと」を破局に突落した。その戦争はドイツでは春、日本では夏、終結した。75周年の年にも、例年通りまたそれ以上に、数多くの式典が計画される。日独共に、それぞれの終戦の日は国民国家のアイデンティティ形成の一部となっているが、とりわけ死者を、

1) 本論は、2015年10月27日、西南学院大学のエクステンション講座の後期公開講座「戦争を記憶する」(講座責任者：国際文化学部国際文化学科教授中島和男)の第3の講義で展開した内容を、日本の記憶文学と比較しながらも、ドイツの詩人に重点をおき改めた論説である。

そして被害を受けた者全般を、想起するという精神作業に立脚している²⁾。ただし、戦争終結の記念はそのためだけにあるのではない。平和づくりの重要性が訴えられる。終戦後も冷戦後も続いている世界各地の紛争や戦争の解決には何が必要なのか、という問いに目を向けさせてくれる日でもあるのだ。その答えを探して、やはり「文化」が平和を作り出すには重要な要素だと考える人が、1945年にも1990年にもドイツに、日本に、また世界に、数多くいた。

戦後の1945年以降、多くの平和への思いと努力によって練り上げられた日本国憲法とドイツ連邦共和国基本法を見ても、戦争の軍事主義思想が、「文化」への期待に取って代った。また冷戦終結後の1990年代を経て、「戦争と暴力の文化から平和と非暴力の文化への変換」が必要だという反省が明確になった。例えば1998年の国際連合決議 A/52/13にも、それに次ぐ1999年9月13日の国際連合決議 A/RES/52/13にも、人間のあらゆる文化にある暴力性に対する反省が表れている。グローバル社会に「平和文化」(peace of culture)を実現するための決議だったといえる。その「平和文化」コンセプトが「価値観、態度、伝統や行動様式、及び生き方を組み合わせたもの」として定義されている。そのような平和づくりには国連で考えられている広義の文化が極めて重要なため、世界平和への重要な一歩だったと評価することができる。

そこでしかしもう一歩をさらに進んで、世界情勢などと関係がないとしばしば見做されている狭義の文化、すなわち音楽、美術、文学なども、日ごろからそれに劣らないほど大いに寄与していることに思いを向ける必要がある。ノーベル平和賞受賞者には2回ほど、小説をもって平和の意識を高めた人がいたことが、そのようなニーズを象徴的に示しているものだといえる。1905年のベストセラー小説『武器を捨てよ』を書いたオーストリア出身の作家ベルタ・フォン・ズ

2) ドイツの5月8日は長年、敗北をお祝いするものではないとされ、式典を開くことが重要視されなかったのだが、終戦40周年の1985年以来、社会ではその日が一般的に認識されるようになった。議論が分かれている中、無条件の降伏をおぼえる日ではなく、「ナチズムからの解放」の日という意味で戦争の終わりを記念する傾向が強まり、その日に平和の休日を制定する州も出始めている。日本の8月15日についても、日本政府は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」としているが、社会の中で終戦記念日と終戦の日の呼び方の違いが示すように賛否両論が続く。

トナー³⁾と1986年の受賞者ルーマニア出身のユダヤ系アメリカ移民作家エリ・ヴィーゼル⁴⁾がその2人だ。ナチス時代に絶滅の対象とされた数百万人のユダヤ系住民の一人だったヴィーゼルが、その自伝⁵⁾でこう書いている。「わたしはいつもそれを信じた。愛の反対は憎しみではない。無関心である。信仰の反対は傲慢ではない。無関心である。希望の反対は絶望ではない。無関心である。無関心とはある過程の始まりではない。ある過程の終わりである。」⁶⁾人類の歴史が段階的に無関心にむかって陥っていくということをヴィーゼルが他にも警告しているが、ドミーンはその無関心からの出口を記憶に見る。「無関心とは確実に自らの死を意味しているということを再度、人類に言わなければならない。無関心を破るには、無関心に抵抗するには、我々はアウシュヴィッツを記憶するだけの必要がある。無関心によってアウシュヴィッツとユダヤ人の絶滅が可能になった。アウシュヴィッツとヒロシマ。それらの地名が我々に恐怖を与える。それでよい。恐怖を与えるべきものなのである。なぜならば、その恐怖は我々を救ってくれるからである。たぶん。」⁷⁾記憶自体もそうだが、記憶文学の存在理由はここにある。世界史の歴史学は、それは客観性のみを基準とする学問である限り、無関心を破って、戦争と暴力の危険にふさわしい恐怖感を引き起こし、保ち続けさせると

3) ベルタ・フォン・ズットナー(Bertha von Suttner, 1843-1914):『武器を捨てよ』(ドイツ語の原題 *Die Waffen nieder!*, 1899年), 新日本出版社 2011年。

4) エリ・ヴィーゼル (Elic Wiesel, 1928-2016), 代表作にはイッディッシュからフランス語に訳された『夜』(La Nuit, 1958)『夜明け』を始めとする、(L'Aube, 1960)と『昼』(Le Jour, 1961)で続く小説三部作などがある。

5) エリ・ヴィーゼル『そしてすべての川は海へ・20世紀ユダヤ人の肖像』村上光彦訳, 朝日新聞社 1995年。

6) ドイツ語文は次の通りだ。 „Ich habe immer geglaubt, daß das Gegenteil von Liebe nicht Haß ist, sondern Gleichgültigkeit. Das Gegenteil von Glaube ist nicht Überheblichkeit, sondern Gleichgültigkeit. Das Gegenteil von Hoffnung ist nicht Verzweiflung, es ist Gleichgültigkeit. Gleichgültigkeit ist nicht der Anfang eines Prozesses, es ist das Ende eines Prozesses“, in: „Eli Wiesel in Loccum“, Loccumer Protokolle 25/[19]86, 157頁。

7) 『そして梅は満ち溢れることがない・自伝 1969年～1996年』1997年, 158頁。ドイツ語文は次のとおりである。 „Man muß ihr (der Menschheit) einmal mehr sagen, daß Gleichgültigkeit ihren sicheren Tod bedeutet. Um die Gleichgültigkeit zu durchbrechen, um gegen sie zu protestieren, müssen wir uns nur an Auschwitz erinnern. Auschwitz und die Vernichtung der Juden war durch die Gleichgültigkeit möglich geworden. Auschwitz und Hiroshima: Diese Namen machen angst. Und das ist gut so. Sie sollen angst machen. Denn die Angst wird uns retten. Vielleicht.“ In: „...und das Meer wird nicht voll. Autobiografie 1969-1996“, 1997, 158p.

いうことができない。歴史記述とは異なって記憶文学が果たす役割は、論理的知識という範囲を超えて人間の感情的側面に触れて人の心に「語りかける」ところにある。それによって記憶文学が、歴史記述の客観性が達することのできない、大切な責務を担っている。その責務を果たすことができることが、例えば文学が当然に有している美的要素にもよる。ある作品が過去の戦争にあったあらゆる苦しみの記憶を題材とするときに、感情に訴え、心を動かして、未来への橋渡しをする適切な原動力を、その文学作品がその読者の心につくっていく。それこそ記憶文学の果たしうる平和づくりへの社会貢献だという前提で、以上のアウシュヴィッツとヒロシマを同じ問題領域だとする理解に賛同して、以下の論述で、日独の詩人における戦争記憶を検討していくこととする。

2. 記憶文学の背景にあった戦争と暴力のその後：忘却と記憶との間

文化による平和づくりを行う必要はどこから生じるのか。典型的に近代の戦争論を説いた、プロイセン王国の軍人だったクラウゼヴィッツ (Carl von Clausewitz, 1780年～1831年) は、「戦争は他の手段を取入れてする政治の単なる延長に過ぎない」(『戦争論』 I, 1, 24) と、戦争を政治手段として定義していた⁸⁾。ただし実際の戦争を見ると、或る領土を建設的に統治する政治とはほど遠い。条件さえ充たされれば合法化される「戦争」とは、国家同士の間を起こされる暴力を内容とする「犯罪」だと言ったほうが実態によりふさわしい。人類が作ってきた暴力文化の恐ろしさが、第二次世界大戦とアジア太平洋戦争を見ると明らかだ。

戦争に至るまでの歴史的経緯に目を向けると、戦争が始まる前から暴力が始まっていると言える。戦前、戦時中、国家の命令で行われた暴力が戦争行為だけにとどまっていなかったという点で、悲しいことに、日独両国の類似点を見出すことができる。特に次の4点が挙げられる。

- ① 国内の軍事主義から戦争による拡大政策への過程をみると、ドイツではヒトラーの「両柱論」(1933年)にのっとって国家社会主義ドイツ労働者党(ナ

8) 原文は次の通り。„Der Krieg ist eine bloße Fortsetzung der Politik unter Einbeziehung anderer Mittel“, in: „Vom Kriege“, I, 1, 24.)

チス党)とドイツ国防軍とが、新しいドイツ国家の「柱」として制定された。レーベンスラウム (Lebensraum, 生活圏域, 具体的に土地と資源の供給用の空間)の要求のため、対東欧の、後に対西欧のさらなる膨張政策が行われた。戦争準備からポーランド侵略へと進み、最初の電撃戦が効果的に見えたため、政権の国内支持率が1939年頂点に達した。その点で類似して、日本では総力戦遂行のため国家のすべての人的物的資源を政府が統制運用できる体制をつくり、満州事変や上海事変、南京事件等を経て戦争に向かって行くペースを加速化した。満州事変が効果的に見えたため、1931-32年日本国内支持率が頂点に達し、西の大陸と南の太平洋に向かった要求が強まり、大東亜共栄圏の構想を実現させるための政策が実施され続けた末、戦争が開始された。

- ② 国内の恐怖政治に目を向けると、ドイツでは、1933年の緊張命令・全権委任法の成立後、市民をも威嚇した強制収容所、司法の特別権限の12万の死刑判決だけでなく、少数派の除外を目指す障害者の安楽死やジプシーの犯罪・罰則化、ユダヤ人絶滅計画などに踏み込まれた。日本では、1938年の国家総動員法の成立後、1941年まで6万6千人の政治犯の逮捕の後政治裁判等により間接的恐怖政策が実施された。また若年層に対する強制的社会化については精細な暴力行使を見受けることができる。
- ③ 帝国主義的に侵略した領土に対する恐怖政策の例には、ドイツでは、占領地ポーランドの恐怖政治、ソビエトにおける殲滅戦での民間人の大量射殺や強制移住、過酷なパルチザン弾圧、ヨーロッパのユダヤ人に対するジェノサイド(600万人程の集団虐殺計画)などがあった。日本では、ジェノサイド的規模に拡大した中国大陸における戦争遂行や、生物・化学兵器の実験と使用(ソビエトや中国大陸に対して)、1937年の南京事件の20万人程度の、中国北部にける移住と抹殺などの政策実行で200万人程の犠牲者などがあった。
- ④ 人種差別も両国の当時の特徴だった。ドイツでは、人種差別主義として反ユダヤ主義のための民族浄化主義や「ユダヤ・ボルシェヴィズムの世界陰謀」の概念づくりに基づいた人種差別主義の敵意があったが、例えば反ユダヤ主義の他に反ボルシェヴィズムに含まれた反ポーランド主義・反ソビエト主義などにもイメージ作り後の政策実行があった。日本では、神道の神々に由来

するとされた「大和民族」の人種的優越主義を利用して、周辺地域に対して同化政策やアジア諸民族の家長として「永遠に」アジアを統治する使命が主張され、世界に対して反西洋的思想や反ボルシェヴィズムも見られた⁹⁾。

以上の4領域には限らないが、それらの暴力行為を連続させる戦争が終結したのは、ドイツでは5月7日、国防軍最高司令部作戦部長アルフレート・ヨーデル(Alfred Jodl, 1890年～1946年)によってカール・デーニッツ(Karl Dönitz, 1891年～1980年)の政府の代表としてフランスで降伏文書が署名され、5月8日23時01分に発効されたことによるいわゆる「大ドイツ国」の降伏によつての終結だとされている。日本では8月15日正午の昭和天皇による玉音放送をもってポツダム宣言受諾が発表され、すべての戦闘行為が停止されることによるいわゆる「大日本帝国」の降伏によつての終結だとされている。日本ではその後の9月2日、東京湾内停泊のアメリカ海軍戦艦ミズーリ艦上において、イギリスやアメリカ、中華民国、オーストラリア、フランス、オランダなど連合諸国17か国の代表団臨席のもと、日本政府全権重光葵(しげみつまもる, 1887年～1957年)外務大臣、大本営全権梅津美治郎(うめづよしじろう, 1882年～1949年)参謀総長が対連合降伏文書に調印したことで終結が完成された。

75年ほど前に終わった戦争の終わり方とその後の進み方にはまた、ドイツと日本との間の共通点が多岐に亘る。両国には戦争が敗北に終わり、連合国によって占領され、戦犯を裁く国際軍事裁判が開かれたあと、混乱の中から目覚ましい経済復興、高度経済成長になって経済大国から政治大国の歩みを始めるなどに、似ているところがあるのが、一般的に知られている通りだ¹⁰⁾。

こうした暴力乃至戦争によって平和が民間人から奪われたという史実の類似が数多くある。しかし、個人個人のトラウマ的体験としてはまたその上に「ふるさと」というものが奪われたということも加わる。記憶文学を検討してみると、その略奪が両方の作家によって言い表されている。記憶文学の中では、ドイツ語

9) 参考文献：Wolfgang Schieder: „Kriegsregime des 20. Jahrhunderts. Deutschland, Italien und Japan im Vergleich.“(Christoph Cornelißen, Lutz Klinkhammer und Wolfgang Schwentker: Phasen der „Erinnerungskulturen“ seit 1945. 2003年所収)

10) 例えば、『戦争責任、戦後責任。日本とドイツはどう違うか』朝日選書 506, 1994年。

で書いたヒルデ・ドミンの詩を読むと、その奪われたふるさとの悼みが伝わる。

栗原貞子と比較してみると、栗原貞子は広島の実験を文学の題材とし、詩人として反核平和運動家として書き続ける。「一面の焦土の上に黒い渦のように渦巻いた屍、流れて行く途中、灼けつく路上で息を絶え、八月の烈日に照らされて次第に腐乱していく黒い点々。一杯の水さえあたえられず、川土手の草の中で、文字通り草むす屍と死んでいった兵士たちの黒い焼けぶくれた巨体。『お母さん、水、水』と呼びつづけて収容所の荒筵の上で哀れに死んでいった学徒動員の少年や少女、あの朝出かけたままかえって来ない父や母、こどもたち。』¹¹⁾爆心地から4キロ離れた場所で被爆し、暴風によって壁、戸、障子、窓が吹き飛ばされ、屋根が傾けるという被害を家が受けた。夫の健康被害は半年後には回復するが、一時的に二次原爆症を患う。トラウマが深い。広島という地名が次の詩には一切使われない。原爆投下後の街を、「焼け跡の街」と形容する。もはや詩人の「ふるさと」といえる広島ではない。「焼け跡」としか呼ばれようがない土地に化した風景だ。

「焼け跡の街 (一) ¹²⁾

焼け跡の瓦礫の街を吹く風の
 そうそうとして秋深むらし
 焼け跡の瓦礫の中ゆそこゝに
 バラック建ちて煙のぼれり
 バラックの焼けしトタンの屋根ぬらし
 時雨冷たく通りに去りぬ
 消化ポンプ船の色鮮やけきまゝにして
 焼けあとの道路にころがりたるも
 おのおの妻うからとむつみいし
 家屋はなべて瓦礫となれり
 焼け跡の瓦礫の中ゆいく千の

11) 栗原貞子「ヒロシマの原風景を抱いてー私の戦後略史」『ヒロシマの原風景を抱いて』所収、未來社 1975、244p. 初出、『先づ僕たち自身にきけ』所収、1974年8月。

12) 『黒い卵』1946年8月刊行、『栗原貞子全詩編』土曜美術者 2005年、85-86頁。

いまはの際の悲しかりけん
いく千のいく万の人爆発の
そのたまゆらのすべなかりけん
もろもろの悲しみ秘めて焼け跡の
瓦礫の街に秋の雨降る

(二〇年一〇月一二日、牛田に行く途中よめる)」

「焼け跡」以外その土地をもっとも適切に言い表している表現には、「瓦礫」が何度も繰り返されている。「焼け跡」の「瓦礫」が街の風景を支配し、安心感を与えるような「ふるさと」、人が落ち着いて「住む」ことができる広島をどこにも見当たることなく、ただの風景が残されていた。

ドイツのユダヤ系作家ヒルデ・ドミンに戻ると、その戦争体験とは、両親に与えられた「原信頼」(ドイツ語の *Urvertrauen*) によって作られた「ふるさと」が徹底的に奪われたということだ。それはナチスの権力掌握を予想して1932年ローマに、そして一時期にイギリスに、そしてやがて1942年～1954年までサント・ドミンゴに亡命していたドミンはそれを実感できたのは、亡命先からドイツへ帰還した後のことだ。ドイツのライン川沿いに位置するケルンという町にあった実家は、1930年代から大学で法学や社会学、哲学などを学ぶまではヒルデ・ドミンの「ふるさと」としての役割を果たしていた。「いつか、わたしは家(ふるさと)にいました、それはいい形で家(ふるさと)にいることでした。そのことを頼りに、わたしは一生生きています。それはケルンにおいてでしたが、リーラー通りで。そこではわたしの両親は私に原信頼を与えてくれました。その原信頼が破壊不可能にも見えて、わたしがその原信頼から「それでもなお」と言う力をもらっています。わたしは一人の弁護士の娘として育ちましたが、その弁護士は民主主義者であり、理想主義者でもありました。そして父が、子どもであるわたしの目でみても受け入れられる案件でなければ、それを引き受けることが決してなかったことを、わたしは確信しています。」¹³⁾

13) Hilde Domin: „Aber die Hoffnung. Autobiographisches aus und über Deutschland“ 1982, 23p. „Irgendwann war ich zuhause, und auch gut zuhause. Davon lebe ich das ganze Leben lang. Das war in Köln, in der Riehler Straße. Dort haben mich meine Eltern mit dem Urvertrauen versorgt, dem Urvertrauen, das unzerstörbar scheint und aus dem ich die Kraft des „Dennoch“ nehme. Ich wuchs auf als Tochter eines Rechtsanwaltes, der Demokrat und Idealist war und nie eine Sache annahm, dessen bin ich sicher, die vor meinen Kinderaugen nicht bestanden hätte.“

このような純粹で良い「ふるさと」が、当時の反ユダヤ主義と戦争を産んだ絶対主義によって奪われ、ヒルデ・ドミン本人と両親は国外亡命を強いられた。ヒルデ・ドミンだけが戦後ドイツに帰還して、彼女の「ルーツ」の街を地理的には特定できた。しかし戦前の昔とは違う。昔、この土地に根を張っていた「ルーツ」に対するあこがれを海外に亡命した時には忘れようとしていたが、しかし、ドイツに帰還した後の気持ちが湧き上がり、次の詩になっている。

Sehnsucht ¹⁴⁾	郷愁 ¹⁵⁾
Die Sehnsucht läßt die Erde durch die Finger rinnen alle Erde dieser Erde Boden suchend für die Pflanze Mensch	あこがれは、 土を指のあいだからこぼす この地球のすべての土を 土地をさがしながら 人間という植物のために

ふるさとの土を触って手に取っても、確かな足場はその土地に得られない。詩人が定住したいので、根を張ることができるふるさとを探す。その衝動は、生物学的に「ヒト」と言われる生き物を「植物」というカテゴリーに分類してしまう5行目の同格「人間という植物」で詩を終わらせる動機づけとなる。世界中を回って中南米で仮の住みどころをゆるされて滞在年数が長かったが、戻ってから、ふるさとというものを見出せなかった、その寂しさが伝わる詩だ。

ドミンにも栗原にも奪われたふるさとは、もはや存在しないものだ。失った空間をあこがれても、また地理的空間として同じであり続ける所に居ても、本当の意味で「帰る」ことができる「第一の楽園」には二度と戻れない。同じ空間において、自分の手で「第二の楽園」を建てようとする人は、戦前のドイツにあったケルンという町を再建、戦前の日本にあった広島という町を再建する事が必要なので、それを徐々に実現していく。しかし、再建した都市は元のふるさとの安心感を、もはや与える力がないことを詩人は感じている。

生きるために戦後の人が再出発をする中で、日独のそれぞれの社会全体は決断が求められていた。失われたふるさとを、失われた原信頼をあこがれて、暴力の

14) „Ich will dich“, 1970年, „Sämtliche Gedichte“に所収。184p.

15) 「あこがれ」, 1965年~1969年執筆されたと推測される。

過去を忘れたほうがいいのか。それとも記憶したほうがいいのか。それぞれの社会内の意見が分かれていた。

3. 被害者の声としての戦後詩：戦争・暴力を記憶して現在を生きる ドイツの亡命者の作品

戦争と暴力の体験をどうするべきか、という選択の前に立たされて、忘却と記憶という選択肢から、日本では詩人栗原貞子が、ドイツでは詩人ヒルデ・ドミンが、記憶文学を書くことを選んだ例がある。

歴史を考えると、スイスの芸術家パウル・クレー (Paul Klee, 1879年～1940年) が作った版画「新しき天使」(Angelus Novus, 1920年)を鑑賞したドイツの文芸批評家・思想家ヴァルター・ベンヤミン (Walter Benjamin, 1892年～1940年) が「歴史という概念について」(Über den Begriff der Geschichte, 1940年)において考えたことが参考になる。「歴史の天使は顔を過去に向けている。わたしたちが出来事の連鎖を見て取るところに、かれはただ一つの破局だけを見る。その破局は、瓦礫の上に瓦礫を積み重ねては、かれの足下に投げ出していく。天使は、できることならばそこにとどまって、死者たちを目覚めさせ、粉々になったものを元通りにしたいと思う。しかし、楽園から吹きつけて、翼が激しく煽られているために、天使は翼を閉じることができない。嵐は、背が向いている未来のほうへ、かれを否応なく推し進めていく。わたしたちが進歩と言っているものが、この嵐なのである」(奥井智之訳)。

1945年に終わった戦争を見ると、歴史の連続性を基本とする進歩史観や勝者の歴史観を批判する根拠が与えられる。その中には「記憶」という行動の重要性とチャンスを見出すことができる。破局の連鎖を断ち切る「未来」への道として受け止めることができる。ドイツでは一人の詩人だけでなく、戦後社会全体はその問題をどう扱ってきたかという事を検討すると、民主化とともに進む過去の克服への過程は次のとおり、4段階にわけて時代ごとに分けられる。ドイツのホロコーストと戦争責任の場合、歴史認識 *Geschichtsbewusstsein* の変化を伴い、記憶の漸増が続いた。

- 1) 戦争の終わりと共に具体的に「Wiedergutmachung」（「再び良くすること」＝）弁償・補償が目前の問題として前面に出され、またニュルンベルク国際裁判が行われた。客観的にナチス時代を社会的に理解しようとする強制収容所の体験者でもあったオイゲン・コゴン（Eugen Kogon, 1903年～1987年）による、当事者と学者を合わせた立場からの『親衛隊国家（Der SS-Staat, 1946年、改定1974年）』では、強制収容所のシステムが初めて分析された。この出版を切っ掛けに、責任問題には「Schlußstrich」と言う「終止符」（もっと正確に訳すと、終止線）を引いてもいいという実用的にすぎない対応への期待が残念にあった。しかし、1950年代半ばからは、そのような線を引けないと言う倫理的良心的反省がおこり、その深い苦しみから、沈黙でもなく忘却でもなく、「Vergangenheitsbewältigung」という「過去の克服」が必要だという声が多くなった。ただし、過去の問題は克服することのできない事柄だと批判して、アドルノは1959年、「Aufarbeitung der Vergangenheit」と言う「過去の総括」（直訳「過去を処理すること」）の必要性をひとつの講演会で訴えた。それは未解決の過去の問題を検証し、その解決策を徹底的に論究し、必要な行動をとることが最優先すべきだという指摘だった。
- 2) 1960年代の戦後から数えての第2の世代は「Schlußstrich」の正当性を認めず「moralischer Trennungsstrich」という「倫理的分綴符」（＝分け目）で過去との徹底的距離を置こうとした。その具体的行動は、1961年にエルサレムでのアイヒマン裁判のあと1965年の「アウシュヴィッツ裁判」の一連でドイツ人によるドイツ人の罪責を法廷で裁くという形をとった。心理学者のミチャーリヒ夫妻の『喪われた悲哀—ファシズムの精神構造』（1967年）¹⁶⁾ではドイツ社会を批判しながら、進化論的に間違った方向に進んでいるのだとまで人類に対する根本的疑いを押し出して大きな議論を引き起こした。
- 3) 1979年、ドイツのテレビでアメリカ製作の番組「ホロコースト」が放映されて、ナチス時代の罪が社会でそれまでない激しきで広く議論され始める。そ

16) Alexander (1908-1982) und Margarete (1917-2012) Mischerlich: „Die Unfähigkeit zu trauern. Grundlagen kollektiven Verhaltens“, Piper Verlag: München 1967. 日本語訳：河出書房新社 1972年。

の背景もあって数年後の戦争40周年記念の際、ドイツの大統領リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー (Richard von Weizsäcker, 1920-2015) が1985年5月8日の連邦議会での演説がようやく大きな転換を遂げた。「過去に目を閉ざす者は結局は現在に盲目となる」ということばに聞き手の心が打たれ、「ナチズムの暴力支配という人間蔑視の体制」に対する「レジスタンスの犠牲者の思い出に敬意を表します」ということばがあってこそ抵抗運動の犠牲者の苦難の大切さが一般的に受け入れられるようになった。同時期にはしかし「歴史家論争」(Historikerstreit) でホロコーストの特異性がスターリン主義の罪責との比較で激しく議論された。

- 4) 1990年代、冷戦後の脱イデオロギー化にもともなって、国際的幅をえる普遍化する「Erinnerungskultur」という「記憶文化」が重要な役割を占めるようになった。倫理的転換とも呼ばれる現象だが、社会の意識では加害者黙認から（自らの）暴力犯罪の被害者の苦しみへの感情移入と焦点が移され、被害者中心の記憶文化に取って代わり、一人一人の個人による暴力に対する態度決定が重要だという認識が強くなった。「文化」とおしての記憶による人権教育にも力を入れて過去の現在性と過去の未来性を幅広く見出すような段階に入った。東西ドイツの分断の終結と統一に EU 連合のますますの発展の過程の中で、記憶の国家式典によってナチス犯罪の戦時中の記憶には集団的アイデンティティを確立する役割がますます強調されるようになった。首都ベルリンにある、「虐殺されたヨーロッパのユダヤ人のための記念碑」(Denkmal für die ermordeten Juden Europas) の建設が2005年完成されたが、犠牲者の立場にたった記憶文化の一例として注目に値する大きな倫理的転換の象徴でもある。

このような公の戦後処理をめぐる倫理的議論と、一般市民の、戦争や独裁、暴力などについての倫理観が時代と共に少しずつ変わったことを、次の表でまとめよう。

	時代区分	ドイツにおける倫理的戦後処理 ¹⁷⁾
過去の克服	段階 1 : 1945年～ 1950年代前半	占領時とアデナウアー政権における過去の政治：非ナチ化、ナチス制度の司法決着（例えばニュルンベルク国際軍事裁判） ドイツ人の一般的歴史認識：ナチス犯罪の責任転嫁（「本当の犯人」はヒトラーとナチ指導者だった）・英米の爆撃・敗戦に伴うヨーロッパ中のドイツ人追放・強姦・戦後の4か国占領などに対する「非-公共圏」の集団的犠牲意識と「沈黙」という実用的対応
	段階 2 : 1950年代後半～ 1970・80年代	ナチス戦犯法廷・第2期：ウルムのアインザッツグルッペン裁判（1958年）、アウシュヴィッツ裁判（1962～65年）→ ナチス戦犯法廷の件数：88500人の被告人の中1983年まで6465人だけの有罪判決（12人死刑・185人終身刑・80355人無罪判決）、司法制度・世代問題・手続的制限の中でも個人による活動、ナチスの犯罪追及の必要性への認識 対 隠蔽・否認の傾向の対立社会の一部による過去への批判：例えば戦後処理を学校教育に取り入れる要求と過去の克服の非難との間の倫理的分級符
過去の保持	段階 3 : 1970～90年代	国内の問題を取り扱うマスメディアの中心的役割：劇映画のシリーズ「ホロコースト・ヴァイス家の歴史」のテレビ放映（1979年）や数百冊の出版物（学術・芸術）によって住民の大多数がユダヤ人虐殺についての知識を得る
	段階 4 : 1990年代～2010年代	国際的幅をえる普遍化する記憶文化：脱イデオロギー化。 倫理的転換：加害者黙認から（自らの）暴力犯罪の被害者の苦しみへの感情移入と焦点が移される。被害者中心の記憶文化：一人一人の個人の暴力に対する態度決定が重要だという認識の強化。「文化」をとおしての記憶による人権教育：過去の現在性と過去の未来性。 同時に国家の記憶文化による集団的アイデンティティ確立：例えばベルリンの「Denkmal für die ermordeten Juden Europas」虐殺されたヨーロッパのユダヤ人のための記念碑建設が2005年完成。

戦後のアドルノ（Theodor Ludwig Wiesengrund Adorno, 1903年－1969年）には戦後の人に衝撃的に、詩を書くことと、史実を伝えることとは相容れないことだと考える時期があった。「…アウシュビッツ以後、詩を書くことは野蛮である…」（„...nach Auschwitz ein Gedicht zu schreiben, ist barbarisch...“, 1949年作、初出『文

17) 参考文献：Christoph Cornelißen, Lutz Klinkhammer und Wolfgang Schwentker: Phasen der „Erinnerungskulturen“ seit 1945. 2003年.

Aleida Assmann: Das neue Unbehagen an der Erinnerungskultur. Eine Intervention. C.H.Beck: München 2013.

永井 清彦 訳「新版・荒れ野の40年 ヴァイツゼッカー大統領ドイツ終戦40周年記念演説」（岩波ブックレット・単行本）岩波書店 2009年.

現代政治の観点からは、参考に、第144回「ドイツと日本徹底比較～こんなに違う戦後の歩み」木戸衛一さん（大阪大学准教授）2015年10月12日 <http://www.rafpj.org/program-archive/144-3/>がある.

化批判と社会』1951年)。「そもそも芸術は如何にして、あの言語に絶する犠牲者たちの、非人間的な受苦を歪めることなしに、表現出来るであろうか。」「犠牲者たちの受苦を、芸術作品にすることは、なにか不愉快な破廉恥と言ってよいものがある」¹⁸⁾と、アドルノの問題提起を引用して原爆詩人栗原貞子が「広島 of 被爆者たち」の認識と共通していたと言っている。詩人ヒルデ・ドミーンが、アドルノより一般市民に近い考え方だったとは言え、アドルノと同じく、記憶の風化を危険視して警戒している。

危険な匙	Gefährlicher Löffel ¹⁹⁾
あなたはその記憶を 忘却のさじで食べています。	Du ißt die Erinnerung mit dem Löffel des Vergessens.
あなたが食べているそのさじは悪のさじです、 料理と食べる人を食い潰すさじです、	Das ist ein böser Löffel, mit dem du ißt, ein Löffel der Speise und Esser verzehrt,
かげの皿がつい あなたに残されるまで かげの片手に。	Bis eine Schale aus Schatten dir übrig bleibt in einer Schattenhand.

戦後40周年に行われた、一般市民にも大きな反響を呼んだヴァイツゼッカーの演説(1985年5月8日)のあとの詩作品だ。ドイツ社会内だけにとどまらず、イスラエルとの関係をも改善させることを助けたあの演説は、ナチスの犯罪の相対化を論じた歴史家論争の只中にもあって、記憶の流行の時期であった。しかし演説と同様、詩人ドミーンが忘却の悪性を指摘している。消費社会のなかでただの消耗品のように、忘却をさじという道具にして歴史的史実を「御馳走する」「いただく」だけでは危ない、ということを訴えている。もしも記念した後に記憶を現在とつなげない生き方をするなら、記憶は実態のない、現実性のないものに変質する。ドミーンは過去の教育の空洞化をもたらす社会における、ただの形だけになりがちなる自己満足としての記憶の処理を、倫理的に「悪」として批判する。それと同時に記憶の大切さを訴えている。

18) 栗原貞子「アウシュヴィッツと広島 of 文学」『栗原貞子詩集』日本現代文庫 17。土曜美術社出版販売 1984年、129ページ。

19) „Gesammelte Gedichte“, 1987年、228-229p.

4. 亡命体験者ヒルデ・ドミーン（1909年／19012年～2006年）の詩

ドイツのナチスを逃れて国外亡命をした作家の文学と日本で広島や長崎で原爆投下を体験した作家の文学には、他の虚構文学にはない共通した二面性が4点備わっている。

第1に、文学作家自らの被害者性の二面性だ。当事者特有の視点というプラス面をもちながら、回復不可能な喪失を経験してしまったというマイナス面がある。

第2には、記憶文学を書く作家の原動力の二面性だ。作家の社会貢献という責務を果たそうとして、体験の史実を正確に伝えようとする記憶過程を重んじた態度には、うしろ向きにも受け止めることのできる面があるが、それと同時に前向きに社会に影響を与えるアンガージュマン、市民としての社会奉仕をしようとする倫理的尊い面がある。

第3に、文学作品の二面性だ。作家は歴史の事実性 (factuality) に基づいた内容を伝えるということに取り組んでいるが、文学の芸術性のため「記憶」の虚構性 (fictionality) によって体験していない者の感情移入を促すことにも貢献している。

第4に、その虚構性の二面性を挙げることができる。過去の記憶保持の力を持って現状理解と未来のためのユートピア作りの可能性を開くこともできる。

こうした4要素にわたる二面性をもった詩作品を作家ドミーンを例に、もう少し見てみたい。

ドイツのナチスを逃れて国外亡命をした作家の文学は、レクラム Reclam の文庫本に、一般人にも手の届くところで読むことができることになっている。76の作家の347の作品の中で、ヒルデ・ドミーンの詩が（平均を超えて）7編も採用されている²⁰⁾。亡命体験者ヒルデ・ドミーンの詩作品を読むと、かならず「ふるさと」というテーマに突き当たる。

ライン川沿いの生まれ故郷ケレンの町を1932年、ローマ留学のため去って以来、ヒルデ・ドミーンは、「住む」ということがゆるされるかどうかが生涯、非常に重要に感じた。1954年までの22年間の亡命という体験によって、「住む」ことは常に自らの出身地の「ふるさと」とは異なった場だったことを、次のように回顧して

20) Wolfgang Emmerich und Susanne Heil (Hg.): „Lyrik des Exils“, Reclam 1985.

まとめている。「>私の諸住まい<, mis moradas, (正確に訳すと, 私の諸滞在, 私の諸逗留地), これは私にとって, ほぼパラダイグマ的なモノだ。歩くこと以外, 私の詩の中には, 少なくともより早い段階の詩集において, 住むことや住んでよいことほど, 頻出度の高いものがないかもしれない。とどまってよいこと。私の人生のほとんどの住まいは, 逃亡中の住居, 逃込みの住居であり, また突然, まったく普通の居住からはそれに変わった。」²¹⁾

ドイツ語の「ハイマート」(Heimat) は生まれ故郷, ふるさとをさす単語だが, 自分のルーツ, 生い立ちと密接に繋がった, アイデンティティを与える, 所属感を感じさせる「ハイマート」(Heimat) という概念は離れたあとの地をさすことができない。「ハイマート」(Heimat) はそういう点で, 例えばより狭い「ハイム」(Heim) という「家, 住まい, また家庭」とは根本から異なっている。しかし, ヒルデ・ドミンにとっては, 「ハイマート」を出たかぎり家庭でつくる「ハイム」(Heim) を持つことも不可能に思った。

ドイツ語の「ハウス」(Haus) が表すような安定したサイズのある「マイホーム」(my home) となる建物よりも狭い「ヴォーヌンゲン」(Wohnungen) といったドミンが複数形でしか呼べないような住まいは, 借りた空間の一時期的「ハイム」(Heim) として「仮住まい」に過ぎないが, 「ハイム」(Heim) よりもさらに文化的に浅い「ツーハウゼ」(Zuhause) という落ち着くことのできるようなわが家として機能しても, 時間的にも空間的にも小さい範囲でしか家庭的安心感を与えることができないものだ。「ハイム」(Heim) はドミンの詩の中で, 否定形でしか使われていない。

詩人ドミンにとっては, 自分の「ツーハウゼ」(Zuhause) について以上述べたように「原信頼」があるかどうかということが, 亡命を振り返るときの中心課題となっている。詩作品を見ると数多くの箇所にごうした語彙が使われている。該当する箇所を全詩集²²⁾で読むと, 第1詩集「一輪のバラだけを支えに」

21) „>Meine Wohnungen<, >mis moradas< (genau übersetzt: meine Aufenthalte, meine Stationen), das ist fast etwas Paradigmatisches für mich. Außer dem Gehen kommt in meinen Gedichten, zumindest den ersten Bänden, vielleicht nichts soviel vor wie das **Wohnen** oder das **Wohnen dürfen**. Bleiben dürfen. Die meisten Wohnungen in meinem Leben waren Fluchtwohnungen, Zufluchtwohnungen, oder verwandelten sich plötzlich, aus scheinbar ganz normalen Behausungen.“ (*Meine Wohnungen – „mis moradas“*, in: *Gesammelte Autobiografische Schriften. Fast ein Lebenslauf*. Fischer Verlag 1993/2009, S.71.)

22) Hilde Domin: „Sämtliche Gedichte“, S. Fischer Verlag: Frankfurt am Main 2009, Auflage 2015.

(Nur eine Rose als Stütze, 1959年) に関しては次の通りになる。

「住む」ことに関連した語彙をつかった箇所引用	詩のタイトル	全詩集の頁数
Wohnung (住まい)		
Eine Wohnung bei den Wurzeln der Blumen (花たちの根っこにある住まい)	Abschied aus Andalusien	24
Wohnungsbüro (住まいの不動産)	Ich lade dich ein	31
Haus (家)		
Bau mir ein Haus (わたしに家を建てて)	Bau mir ein Haus	18-20
Das Haus unserer Wünsche/ das Haus, das es nicht gibt (わたしたちの望みの家/存在しない家)	Ich lade dich ein	28, 30,31
Schwelle seines Hauses (彼の家の入口の敷居)	Gegenwart	49
in deinem Hause (君の家に)	Die schwersten Wege	52
in einem Haus ohne Fenster/das Haus aus Schmerz (窓のない家/痛みからできている家)	Haus ohne Fenster	53
Wir bauen neue Häuser (わたしたちは新しい家々を建てる)	Vorsichtige Hoffnung	22
tanzend über den Häusern – das Haus (家々の上を踊って、その家)	Willkürliche Chronologie	61
Zimmer (部屋)		
fremdes Zimmer (よその部屋)	Wo steht unser Mandelbaum	17
das Zimmer ist unterwegs (その部屋が途上にある)	Aufbruch ohne Gewicht	18
die Zimmer (それらの部屋)	Ich lade dich ein	28
ein Zimmer (ひとつの部屋)	Nur eine Rose als Stütze	48
Badewanne (湯船)		
in der weißen / Geborgenheit einer Badewanne / ohne Wasser (水の無い湯舟の白い安堵)	Geborgenheit	58
Zuhause (自分のうち)		
zuhause sein (うちにいる)	Ziehende Landschaft	10
	Apfelbaum und Olive	13
	Wen es trifft	42
aus sanftem Zuhause (やさしいうちにいることから)	Windgeschenke	38
in keinem Zuhause (うちにいることのないところに)	Auf Wolkenbürgschaft	56
Nachhause (うちへと)	Ich lade dich ein	30

Stadt (町)		
aus der gleichen Stadt (同じ町から)	Das goldene Seil	50
die Stadt vor dir (君の前の町)	Die schwersten Wege	52
Briefe...für Menschen in Städten (町々に住んでいる人々のための手紙)	Winterbienen	69
Heimat (ふるさと), Land (国・地・土地), Boden (地面), Landschaft (景色)		
Heimat (im Neuen Land) (新しい国の) ふるさと	Makabrer Wettlauf	33
wie neues Land 新しい国のよう	Neues Land	57
Heimweh nach einem Land / in dem ich niemals war (居たことのない国に対してのホームシックなあこがれ)	Auf Wolkenbürgschaft	56
die kleine Linie, / den Strich auf dem Boden, / den riesigen Strom, den du nie mehr überquerst (小さい線を/地面にひかれた線を/二度と亘ることのない巨大な河川を)	Noch gestern	67
Auf einem Stück Land / das schon abgetrennt ist (もはや外された一部の土地に)	Es kommen keine nach uns	63
den Boden unter den Füßen fühlen (足の下に地面を感じる)	Es kommen keine nach uns	64
wird angekoppelt an die alte Landschaft (古い景色に接続されて)	Wen es trifft	40

これらの詩に見れる詩人の亡命体験の基本は、「ハイマート」(Heimat)となっている自らの家がもはや無いというところにある。あこがれる・希望される仮の安堵感は、亡命先のサンタ・ドミンゴで暑い夏に少しでも涼しいようにと求めた「水のないお風呂」のなかだけに実感できた、という詩をドミンが戦後になつてからもなお思い出しながら書いている。

ナチスの人種差別的イデオロギーによって線引きされて、その壁を自分の力では越えられないことは当然だが、もしかしたら受身的「古い風景」に「連結」されることによって帰ってきてからひとつの新しい将来が生まれるのではないだろうか、という希望が表現されている。

亡命からの帰還は、容易なものではない。逃亡よりも、帰還のほうが人生において重みをもつとドミンが感じている。屋根の下の住む、寝る場所を与えられながらも、その「自宅」のほずである「ハイム」は「ハイム」となっていない。この複雑な気持ちでの帰還が詩に表現されている。

第2詩集「船の帰り」(Die Rückkehr der Schiffe, 1962年)の表現を同じようにリスト・アップすることができる。

「住む」ことに関連した語彙をつかった箇所の引用	詩のタイトル	全詩集の頁数
am Haus meiner Kindheit (わたしの子どもの頃の家のほitori)	Rückkehr	77
wenn die Welt... dich aus dem Haus ruft (世界が君を家から外へと呼び出すと)	Warnung	86
werden...vor meinem Haus (wo ich auch wohne) (私も住んでいる, わたしの家のまえに)	Von Grün zu Gold	88
ich, ohne Haus (immer im Schutz dieser Mauer) (いつもこの壁の庇護に) 家なしのわたし)	Behütet	95
in fremden Häusern (よその家々に)	Fesselballon	90
die Bühne aus sehr dauerhaften Häusern (とても長持ちする家々からできたステージ)	Fremder	102
Von Herberge zu Herberge / Vergessenheit (宿から宿へ/忘却性)	Unterwegs	99
die Zimmer in die ich Rosen stellen werde / daß etwas darin mein sei(わたしがバラたちをいれるだろうそれらの部屋/その中には何かがわたしのものであるように)	Jenseits des Bergs	78
in ein anderes Zimmer / wo niemand wartet (ans Sterben denken) (誰も待たない/ほかの部屋に (死ぬことを考える))	Asternfeld	98
ein Schlafzimmer ... / in einem lauten Hotel (うるさいホテルのなかの/ひとつの寢室...)	Fremder	103
ich wohnen werde (わたしが住むであろう)	Jenseits des Bergs	78
du darfst (einen Löffel haben) (君は (ひとつのさじをもって) いい)	Mit leichtem Gepäck	101
an meinem Ofen / --- habe alles, / das Dach und die Wände, / das Bett und den Tisch,... (わたしのストーブで, /わたしはすべてを持っている/その屋根とそれらのかべ, /そのベッドとその机を, ...)	Abzählen der Regentropfenschnur	80
in jeder Stadt (どの町にも)	Fremder	102
um die türelosen / Mauern der Stadt (町の門の無い外壁を回って)	Lieder zur Ermutigung	109
wo die neue Stadt beginnt (その新しい街が始まるどころ)	Lieder zur Ermutigung	109
Vögel ...über den Dächern (屋根屋根のうへの鳥たち)	Lieder zur Ermutigung	110
Wir, / unter den Dächern (私たち, /屋根屋根の下で)	Lieder zur Ermutigung	
Aber ein Heim / ist kein Heim. (しかし, おうち (ホーム) は/おうち (ホーム) ではない。)	Mit leichtem Gepäck	101

以上の箇所を見ると、「家」にいる安心感を引き起こすものは、自分の「Kindheit」（幼い頃）の家にあったが、時間的距離がこれを不可能にする。帰還後訪ねて行っても、他の人が同じ家に他の住み方をする。亡命からの帰還の際、ドミーンには今までの仮の宿を徹底的に過去のものにするよう、空間的距離を置くことが求められる。家という家は皆、その家の中に住んでいても、よその者の家だった。それらの家は仮住まいとしてではなく長く住むために造られてはいたが、実際生きるためにあるという印象をあたえてくれない。複数の Häuser を見てまるで「舞台」として遠くから眺めるためのみにあるかのような気持ちを引き起こす。亡命から帰ったとき、自分の家族の家として感じた建物は、他の人の生活の場となり、同じ「舞台」には次の家族ドラマが上演するようになった。亡命から帰ってきて、新しく与えられる彼女の家には、住むための物・小道具も持っていることがゆるされながらも、まだ自分のものにはなっていないが、これからは、いつか、住むことになる・自分のものにするための住まいに薔薇を入れておくという計画を語る。住む家を、自分の居場所を、ふるさとにするための精一杯の努力だ。

ぬくもりのある家庭という家、ひとつの「ハイム」は、本来の意味での「ハイム」として自分にはないということを忘れないよう、自分に呼びかける。

亡命から帰ったとき昔の家族生活の拠点だった家を尋ねる際つくられた以下の詩を見ることとする。

ヒルデ・ドミーン「ケルン」 (『ここ』、S・フィッシャー出版者：フランクフルト1964年)	Hilde Domin: <i>Köln</i> („Hier“, S.Fischer Verlag: Frankfurt am Main 1964)
沈んだ町 わたしにとって わたしひとりに 沈んでいる	Die versunkene Stadt für mich allein versunken
わたしは泳ぐ これらの道を。 他の人は歩く。	Ich schwimme in diesen Straßen. Andere gehen.
ここの古い家々が 新しい大きなドアを持っている、 ガラスづくりの扉を。	Die alten Häuser haben neue große Türen aus Glas.
ここの死者たちとわたし わたしたちは泳ぐ、 新しい扉をとおって わたしたちの古い家々のドアを。	Die Toten und ich wir schwimmen durch die neuen Türen unsrer alten Häuser.

1909年ケルンで生まれたドミーンは、1932年ドイツから離れ、イタリアやイギリス、アメリカとサント・ドミンゴの合計22年間の亡命の後、1954年、ドイツに戻った。1961年～2006年までしかしケルンではなく、夫の赴任先のハイデルベルクに住んでいた。子どもの頃体験した町の風景はもはやない。トラウマの原風景は時間的空間的距離を「泳ぐ」というイメージをもって詩に伝えられる。空気であるはずの空間的距離が密度を増して水のような流体の抗力を乗り越えないといけない困難に、帰還したドミーンは直面している。そしてその抗力に対して抵抗するという形で「泳ぎ」を諦めないで続ける。死者の追憶はここで、「わたしたち」という表現によって共存、共働という形をとるほど、連帯感を伴う。それに対して、「私たちの家」という言い方ではまだ家との個人的な繋がりが表されているとは言え、それは古いという形容詞で過去の事柄として現在とはっきりと区別された形のみにおいてだ。最初は「それらの」家々だが、後で「私たちの」家々に表現が変わるので、少しずつ親しみが戻ってくるという過程が暗示されている。けれども、昔のふるさとの家々に「入る」「帰る」ことが成功しないようだ。玄関の扉を泳ぎ通すという作業が表現されるが、それは家の中へという方向性をもつかどうかということを確認にしないままこの詩が終わる。透明なガラスづくりのドアの材料はモダンな印象を与え、時間の経過を意識させるのだが、そのうえでプライバシーを欠如させた空間を作り出す。中には安心して過ごすことのできるような空間があるかどうかと言及されず、入り口のみ焦点が当てられている。ふるさとの家よりも、死者のほうが、帰還した者に近い存在として描写されている。この詩にもふるさとという「第1の楽園」がもはやないため真の意味で帰ることができない、過去を取り戻すこともできないということが明らかになる。Dennoch それでもなお、新しいドアが開く。泳ぐという進み方では抗力に対して幾分の力を押し出して進まないといけないのだが、それでもなお、進むことができる。あたらしい形をもった空間は「ふるさと」ではない。他の作品を見ても、ある意味の抗力、対抗する力が常にあるが、「第二の楽園」をつくるという作業にとりかかるということから自ら行う必要があり、それは *Selbstrettung* という自力の救いという要素をも含むが、dennoch それでもなお、恵み *Gnade* として与えられるのだ。しかしそれは古いふるさとにおいてではない。

ドミーンの詩におけるユートピア、すなわち第2の楽園を作ってみるときには、はかない存在の支えとなっているのは、「ことば」だ。記憶文化のひとつの役割がふさわしい恐怖を与えることにもあると、冒頭に述べた通りだ。しかし、それでは現在と未来にはつながることにならないのだろうか。恐怖を原動力として、「第2の楽園」を一つのユートピアとしてつくるのがもうひとつの欠かせない役割だ。

ヒルデ・ドミーンはその2つの補い合う役割を次の詩で表現している。

眼を切り取って	Schneide das Augenlid ab (1963年~1964年ハイデルベルクで執筆、『ここ』, S・フィッシャー出版: フランクフルト1964年)
眼を切り取って: 怖くなって。	Schneide das Augenlid ab: fürchte dich.
あなたの眼を縫い付けて: 夢を見て。	Nähe dein Augenlid an: Träume.

過去がもたらす恐怖と未来につながる夢の両立が読者に呼びかけられる。ただし、その夢の中身についてはドミーンの場合、勇気づけと希望の輝きがよく見られるが、現実の問題を直視したうえでの希望の描き方だ。多くの場合その希望は小さくまたゆれやすい、固定した基盤をもたないはかないものだ。「支え」をその希望から求めても一方的に重荷を下ろすことのできるような丈夫なものではなく、その希望の正体が次の詩の中で例えば一輪の薔薇のイメージに託されている。

ヒルデ・ドミーン「薔薇だけを支えとして」(1957年11月3日フランクフルトにて執筆開始、スイスのアスタノにて1959年完成、『薔薇だけを支えとして』, S・フィッシャー出版: フランクフルト1959年)	Hilde Domin: Nur eine Rose als Stütze (verfasst am 3.11.1957, veröffentlicht in dem Gedichtband „Nur eine Rose als Stütze“, S.Fischer Verlag 1959, beides in Frankfurt a. M.)
私は住む部屋をしつらえる、空中に 曲芸師と鳥たちのあいだに: 私のベッドを、感情の台形の上に 風のなかの巣のように 枝のもっとも離れた先端で。	Ich richte mir ein Zimmer ein in der Luft unter den Akrobaten und Vögeln: mein Bett auf dem Trapez des Gefühls wie ein Nest im Wind auf der äußersten Spitze des Zweigs.
私は最もしなやかな毛糸の毛布を買ってくる、 柔らかに分けられた毛の羊たちが 月光に照らされて ほのかに光っている雲たちのように 個体の地球の上を流れて行く。	Ich kaufe mir eine Decke aus der zartesten Wolle der sanftgescheitelten Schafe die im Mondlicht wie schimmernde Wolken über die feste Erde ziehn.

<p>私は目を閉じて身を包む 頼りになる動物たちの羊毛に。 私はその小さいひづめの下に砂を感じたい、 錠を銷す音を聞きたい、 夜小屋の門を戸締りする門の音を。</p>	<p>Ich schließe die Augen und hülle mich ein in das Vlies der verlässlichen Tiere. Ich will den Sand unter den kleinen Hufen spüren und das Klicken des Riegels hören, der die Stalltür am Abend schließt.</p>
<p>しかし私は鳥の羽毛に寝ている、高く空に揺られて。 目が眩む。私は眠りこまない。 私は片手で 拠り所に手を伸ばし、見出す ただ一輪の薔薇だけを、支えとして。</p>	<p>Aber ich liege in Vogelfedern, hoch ins Leere gewiegt. Mir schwindelt. Ich schlafe nicht ein. Meine Hand greift nach einem Halt und findet nur eine Rose als Stütze.</p>

安定性のある「ふるさと」の雰囲気を感じさせない風景だ。亡命の不安定なところが感じられる。軽さの有り難さは同時に、反面、拠り所の無い状態に置かれている。自らその居場所を整えないといけな空間だ。その中で夢と共に現実をも忘れないで寝ないで夜を過ごす人は、ようやく、疲れたのだろうか、拠り所を求めるようになるが、結局、自分から進んで手を伸ばすという努力をしても、美しさのため慰めにはなり得るかもしれないが、頼れるほどの力が到底期待できない「薔薇」にしか、支えを見出せない。一輪の薔薇という「美」の希望に過ぎないのだが、母が亡くなった後作詩の中で慰めを得たドミーン自身の体験を背景に考えると、裏付けのないような空白の夢ではなく、現実性を備えた希望を感じ取ることができる。

5. ドミーンの詩が提示する普遍性

第一のふるさとというものは、詩人にとっては、もはや無い。ドミーンにとっては掴み所のない空間が再構成されても自らの生い立ちとアイデンティティとは関係のないものになってしまった。ドミーン自身は「第2の楽園」をつくらないといけな課題に直面している。しかし聖書の創世記に描かれた人間にとって、安心して暮らせる楽園をつくることは、第2のふるさとをつくらないことだった。地上の住む所は仮住まいとなった。ドミーンもそうだった。しかし、記憶をも、和解をも、諦めない生き方、すなわち詩の作り方を追求し結ける。過去の暴

力を直視してその現実を恐れてはじめて、現在の、未来の社会をつくることにつながる道が開くという事を、それにもかかわらずドミーンの詩作品が指し示してくれる。「アウシュヴィッツとヒロシマの複眼をもって今日の世界を対象化し、未来への予覚と告発を鳴りひびかせ、新たな創造の世界をきりひらいて行く」(栗原貞子, 1984年)。日独とも、記憶文化を社会内の一角に据えて国民の集团的アイデンティティ形成に貢献させて平和を新しくする世界に向って進んだ。

文 献

ヒルデ・ドミーン Hilde Domin の作品集：

高橋勝義・高山尚久訳『ヒルデ・ドミーン詩集』土曜美術社1998年。

高橋勝義・高山尚久訳『ヒルデ・ドミーン 樹はけれども咲く 詩集』土曜美術社2002年。

Hilde Domin: „Sämtliche Gedichte“, S.Fischer Verlag: Frankfurt am Main 2009, Auflage 2015.

Hilde Domin: „Aber die Hoffnung. Autobiographisches aus und über Deutschland“ 1982.

その他の参考文献

Wolfgang Emmerich und Susanne Heil (Hg.): „Lyrik des Exils“, Reclam1985.

「戦争責任・戦後責任。日本とドイツはどう違うか」朝日選書506。1994年。

Christoph Cornelißen, Lutz Klinkhammer und Wolfgang Schwentker: Phasen der „Erinnerungskulturen“ seit 1945. 2003年。

Eckhard Jesse: Vergangenheitsbewältigung durch Recht. 1992.

永井 清彦 訳「新版・荒れ野の40年 ヴァイツェッカー大統領ドイツ終戦40周年記念演説」(岩波ブックレット・単行本) 岩波書店2009年。

ヴァルター・ベンヤミン Walter Benjamin: 「歴史哲学テーゼ」Über den Begriff der Geschichte. 1940年。

ベルタ・フォン・ズットナー(Bertha von Suttner, 1843-1914): 『武器を捨てよ』(ドイツ語の原題 Die Waffen nieder!, 1899年), 新日本出版社2011年。